

国立研究開発法人物質・材料研究機構 中長期目標等の変更について

1. 背景・必要性

- 物質・材料研究機構は、研究成果の多様な応用分野への波及を目指し、優れた知的財産を創出するとともに組織的かつ積極的な技術移転に取り組んでいるところ。

- 今般、研究開発力強化法の一部を改正する法律（「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」）の成立により、研究開発法人発ベンチャーへの支援の強化等のため、研究開発法人による出資が拡大された。

- これにより物質・材料研究機構においては研究開発法人発ベンチャーへの出資等が可能となったことから、その実施のため、中長期目標等を変更する。

2. これまでの経緯及び今後の見通し

2018年12月14日	科学技術・イノベーション活性化法	公布
2019年 1月17日	法及び施行令	施行
1月22日	第11回	物質・材料研究機構部会
2月 7日	第13回	国立研究開発法人審議会総会
2月中旬（予定）	CSTI、総務省独法評価制度委員会との協議	